

令和5年3月

被 保 険 者
被 扶 養 者 様

水産連合健康保険組合
理事長 古坊 浩幸
(公印省略)

出産育児一時金等の支給額改定のお知らせ

平素は当健康保険組合の事業運営に対しご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、健康保険法施行令の一部改正により、令和5年4月1日以降の出産について、これまでの支給額から増額されることになりました。改正内容については下記の通りとなりますので宜しくお願い致します。

記

- ・出産育児一時金等の支給額について、現行の40.8万円から48.8万円へ引き上げられます(※)。

(※) これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金等の支給額は、以下の通りとなります。

現行 : 40.8万円 + 加算額 1.2万円 総額 42万円

改正後 : 48.8万円 + 加算額 1.2万円 総額 50万円